

# 行 政 監 查



5 重高監第 2 号

令和 5 年 4 月 7 日

様

高知市監査委員 細川 哲也  
高知市監査委員 金子 努  
高知市監査委員 下元 博司  
高知市監査委員 清水 おさむ

令和 4 年度行政監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 10 項の規定による意見を添えて提出します。

# 目 次

## 行政監査結果報告書

第1 監査のテーマ及び実施概要	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の実施概要	1
(1) 監査の着眼点	1
(2) 監査の対象及び実施方法	1
(3) 監査の実施期間	1
第2 監査対象部局等の公用車の概要	2
1 公用車の配置状況	2
(1) 部局等ごとの公用車の配置状況	2
(2) 公用車の調達方法	4
(3) 公用車の経過年数の状況	5
第3 監査の結果	7
1 公用車の使用状況	7
(1) 公用車の月平均使用日数（令和3年度実績）の状況	7
(2) 専用車，共用車別，車種別の月平均使用日数（令和3年度実績）の状況	8
(3) まとめ	8
2 共用車の使用状況	9
(1) 共用車の使用手続	9
(2) 共用車の予約状況と使用実績	9
(3) まとめ	10
3 自動車台帳の整備状況	11
4 公用車の安全対策状況	12
(1) 運行前点検及び運行後点検の実施状況	12
(2) 安全運転教育の実施状況	13
(3) まとめ	14
第4 意見	15

# 行政監査結果報告書

## 第1 監査のテーマ及び実施概要

### 1 監査のテーマ

公用車の管理及び運用の状況について

### 2 監査の目的

公用車は、幅広い公務を迅速かつ効果的に遂行するための移動手段として必要不可欠のものであり、本市には、出先機関も含めて多くの公用車が購入やリース等の調達方法により配置され、上下水道局を除く部局等が使用する公用車については、「高知市自動車管理規程（平成27年庁達第9号。以下「規程」という。）」に基づき、公用車の管理及び運行並びに整備について必要な事項を定め、それぞれの自動車管理者のもと安全運転の確保と効率的な使用を図っている。

そこで、本市の公用車の配置の状況を把握するとともに、効率的な管理及び運用がなされているか、交通事故防止や安全対策は十分に行われているかなどについて、実態を把握し、問題点を検証することにより今後の公用車の適切な管理及び運用に資することを目的に監査を実施することとした。

### 3 監査の実施概要

#### (1) 監査の着眼点

監査に当たっては、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、以下の項目に着眼して実施した。

ア 公用車の配置等は適切なものとなっているか、使用が低調となっているものはないか。

イ 共用車の使用は効率的なものとなっているか。

ウ 公用車は、自動車台帳等に基づき適切に管理され、運行前点検や整備等は適切に実施されているか。

エ 公用車の安全対策は適切に実施されているか。

#### (2) 監査の対象及び実施方法

令和4年度定期監査等において対象となる4部6局及び会計管理者に配置している公用車（以下「専用車」という。）並びに財務部管財課に配置している公用車（以下「共用車」という。）を対象とし、これら部局等（以下「監査対象部局等」という。）に対して、調査表による調査及び現地調査を行い、その結果を踏まえて監査委員による監査を実施するなどした。

#### (3) 監査の実施期間

令和4年9月1日から令和5年3月28日まで

## 第2 監査対象部局等の公用車の概要

### 1 公用車の配置状況

#### (1) 部局等ごとの公用車の配置状況

監査対象部局等に配置している公用車の車種及び配置数は表1のとおりであり、令和4年6月末現在、四輪自動車は、専用車130台、共用車33台の計163台、原動機付自転車は、専用車80台、共用車10台の計90台、合計253台となっている。

表1 部局等ごとの公用車の車種及び配置

(単位：台)

所管部署		四輪自動車						二輪車	
		部局等別配置数		普通自動車	小型自動車	軽自動車	その他	原動機付自転車	
		部局	課等					部局	課等
議会事務局	議会事務局	1	1	1					
こども未来部	子ども育成課		1			1			
	母子保健課	8	3			3		6	
	保育幼稚園課		2			2			
	子ども家庭支援センター		2		1	1		2	
商工観光部	商工振興課		1	1					
農林水産部	産業団地整備課	7	1			1			
	観光企画課		2	2					
	観光魅力創造課		1			1			
	公営事業課		2	1		1		1	
	農林水産課		3		1	2			
農林水産部	鏡地域振興課	21	4		1	3		1	
	土佐山地域振興課		8	4	3	1	1		
	春野地域振興課		2			2			
	耕地課		3		1	2			
	市場課		1			1			
	都市建設部		都市計画課	39	1			1	
市街地整備課	1				1				
建築指導課	1				1				
住宅政策課	1				1				
公共建築課	2				2				
みどり課	5	4	1				1		
道路管理課	15	4	1		9	1			
道路整備課	11				11				
河川水路課	2		1		1				
教育委員会事務局	教育政策課	53	24		17		7		66
	学校教育課		3			3			
	学校環境整備課		11	8		3		1	
	青少年・事務管理課		2	1		1			
	図書館・科学館課		3	2		1			
	教育研究所		2			2			
	少年補導センター		3		1	2		1	
	高知商業高等学校		5	3	1	1			
行政委員会	農業委員会事務局	1	1		1				
財務部	管財課	33	33	9	6	18		10	
合計		163	163	53	19	89	2	90	

(注)教育委員会事務局には小学校等の教育機関に配置している公用車を含む。(以下の表において同じ。)  
四輪自動車の種別は、次のとおりとする。(以下の表において同じ。)

種別	内容	備考
普通自動車	小型自動車の規格をひとつでも上回ると、普通自動車として分類	乗用車、バス、トラックなど
小型自動車	自動車の大きさが、全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下で、総排気量が2,000cc以下の車	小型トラック、小型乗用車など
軽自動車	自動車の大きさが全長3.4m以下、全幅1.48m以下、全高2.0m以下で、総排気量が660cc以下の車	軽乗用車、軽トラックなど
その他	上記以外の自動車で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車をいう	ホイールローダー、クレーン車など

また、公用車の配置場所は、表2のとおりである。

表2 公用車の配置場所  
(四輪自動車)

(単位：台)

配置場所	台数	所管部署		台数
		部局	課等	
本庁舎	38	議会事務局	議会事務局	1
		子ども未来部	子ども家庭支援センター	1
		農林水産部	耕地課	2
		都市建設部	公共建築課	2
			道路管理課	2
			道路整備課	2
			河川水路課	2
財務部	管財課	26		
丸ノ内駐車場	20	子ども未来部	保育幼稚園課	1
		商工観光部	商工振興課	1
			産業団地整備課	1
			観光魅力創造課	1
		農林水産部	農林水産課	2
			耕地課	1
		都市建設部	都市計画課	1
			建築指導課	1
			住宅政策課	1
			道路管理課	2
			道路整備課	1
			財務部	管財課
		たかじょう庁舎	5	都市建設部
教育委員会事務局	教育政策課			2
	学校環境整備課			1
たかじょう西庁舎跡地	9	行政委員会	農業委員会事務局	1
		子ども未来部	子ども家庭支援センター	1
		農林水産部	保育幼稚園課	1
			農林水産課	1
		都市建設部	道路管理課	1
教育委員会事務局	学校教育課	3		
あんしんセンター	4	子ども未来部	青少年・事務管理課	1
			母子保健課	3
鏡庁舎	6	農林水産部	子ども育成課	1
			鏡地域振興課	4
土佐山庁舎	8	都市建設部	道路整備課	2
		農林水産部	土佐山地域振興課	5
		都市建設部	道路整備課	2
春野庁舎	7	教育委員会事務局	学校環境整備課	1
		商工観光部	観光企画課	2
		農林水産部	春野地域振興課	2
競輪場	5	都市建設部	道路整備課	3
		商工観光部	公営事業課	2
知寄町三丁目(補修係)	9	教育委員会事務局	教育政策課	3
工石山青少年の家	1	都市建設部	道路管理課	9
わんぱくこうち	5	教育委員会事務局	青少年・事務管理課	1
中須賀町(市街地整備課)	1	都市建設部	みどり課	5
市場	1	都市建設部	市街地整備課	1
オーテピア	1	農林水産部	市場課	1
大原町	2	教育委員会事務局	図書館・科学館課	1
教育研究所	2	教育委員会事務局	図書館・科学館課	2
小中学校	6	教育委員会事務局	教育研究所	2
			教育政策課	3
特別支援学校	2	教育委員会事務局	学校環境整備課	3
高知商業高等学校	5	教育委員会事務局	学校環境整備課	2
針木学校給食センター	7	教育委員会事務局	商業高等学校	5
長浜学校給食センター	9	教育委員会事務局	教育政策課	7
鏡学校給食センター	1	教育委員会事務局	教育政策課	9
その他	9	農林水産部	学校環境整備課	1
			土佐山地域振興課	3
合計	163	教育委員会事務局	学校環境整備課	3
			少年補導センター	3

(原動機付自転車)

(単位：台)

配置場所	台数	所管部署		台数
		部局	課等	
本庁舎	12	財務部	管財課	10
たかじょう庁舎	2	子ども未来部	子ども家庭支援センター	2
		教育委員会事務局	教育政策課	2
あんしんセンター	3	子ども未来部	母子保健課	3
		農林水産部	鏡地域振興課	1
鏡庁舎	1	農林水産部	土佐山地域振興課	1
土佐山庁舎	1	商工観光部	公営事業課	1
競輪場	1	都市建設部	みどり課	1
わんぱくこうち	1	都市建設部	みどり課	1
教育研究所	1	教育委員会事務局	教育政策課	1
小中学校	61	教育委員会事務局	教育政策課	1
			学校環境整備課	60
特別支援学校	1	教育委員会事務局	教育政策課	1
高知商業高等学校	2	教育委員会事務局	教育政策課	2
その他	4	子ども未来部	母子保健課	1
		教育委員会事務局	少年補導センター	3
合計	90			90

(2) 公用車の調達方法

監査対象部局等が保有する公用車の調達方法は、表3のとおりであり、四輪自動車及び原動機付自転車ともに購入が計178台と最も多くなっている。

表3 公用車の調達方法

(四輪自動車)

(単位：台)

所管部署		購入	リース	寄贈	移管	その他	合計
議会事務局 こども未来部	議会事務局	1					1
	子ども育成課			1			1
	母子保健課	3					3
	保育幼稚園課			2			2
	子ども家庭支援センター	2					2
商工観光部	商工振興課				1		1
	産業団地整備課	1					1
	観光企画課	1				1	2
	観光魅力創造課				1		1
	公営事業課	2					2
農林水産部	農林水産課	3					3
	鏡地域振興課	3			1		4
	土佐山地域振興課	3			5		8
	春野地域振興課	2					2
	耕地課	2				1	3
	市場課	1					1
都市建設部	都市計画課		1				1
	市街地整備課		1				1
	建築指導課	1					1
	住宅政策課	1					1
	公共建築課	2					2
	みどり課	3	1			1	5
	道路管理課	12			3		15
	道路整備課	5	2		4		11
	河川水路課		1		1		2
教育委員会 事務局	教育政策課	20	1		3		24
	学校教育課				3		3
	学校環境整備課	8	1		2		11
	青少年・事務管理課	2					2
	図書館・科学館課	3					3
	教育研究所	2					2
	少年補導センター	2			1		3
	高知商業高等学校	1	1		3		5
	農業委員会事務局	1					1
行政委員会							
財務部	管財課	31		1	1		33
合計		118	9	4	29	3	163

(原動機付自転車)

(単位：台)

所管部署		購入	リース	寄贈	移管	その他	合計
こども未来部	母子保健課	5			1		6
	子ども家庭支援センター	2					2
商工観光部	公営事業課	1					1
農林水産部	鏡地域振興課				1		1
	土佐山地域振興課				1		1
都市建設部	みどり課					1	1
教育委員会 事務局	教育政策課	41			25		66
	学校環境整備課					1	1
	少年補導センター	1					1
財務部	管財課	10					10
合計		60	0	0	28	2	90



### (3) 公用車の経過年数の状況

監査対象部局等が保有する公用車の経過年数は、表4のとおりであり、四輪自動車は5年未満が163台中50台、原動機付自転車は20年以上25年未満が90台中20台と最も多くなっている。

また、10年以上経過した公用車についてみると、四輪自動車が87台、原動機付自転車が63台となっており、これらのうち20年以上経過した四輪自動車が29台、原動機付自転車が48台となっている。

表4 公用車の経過年数の状況

(四輪自動車)

(単位：台，%)

所管部署		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	合計
議会事務局	議会事務局		1						1
こども未来部	子ども育成課					1			1
	母子保健課				3				3
	保育幼稚園課				1	1			2
	子ども家庭支援センター		1	1					2
商工観光部	商工振興課					1			1
	産業団地整備課	1							1
	観光企画課				1	1			2
	観光魅力創造課				1				1
	公営事業課		1	1					2
農林水産部	農林水産課	2		1					3
	鏡地域振興課		2		1			1	4
	土佐山地域振興課		2	1		2	2	1	8
	春野地域振興課				1	1			2
	耕地課		1	1		1			3
	市場課			1					1
	都市建設部		1						1
	市街地整備課		1					1	
	建築指導課					1		1	
	住宅政策課			1				1	
	公共建築課		1		1			2	
	みどり課			3	2			5	
	道路管理課	3	4	3	3	2		15	
	道路整備課	2	1	3	2	3		11	
	河川水路課	2						2	
教育委員会事務局	教育政策課	15	1	6	1			1	24
	学校教育課	3							3
	学校環境整備課	4	3	1	1	1	1		11
	青少年・事務管理課			1	1				2
	図書館・科学館課	1				2			3
	教育研究所		1		1				2
	少年補導センター		1	2					3
	高知商業高等学校				4		1		5
行政委員会				1				1	
財務部				1				1	
	管財課	17	4	1	6	2	2	1	33
合計		50	26	27	31	19	6	4	163
構成比		30.7	16.0	16.6	19.0	11.7	3.7	2.5	100.0

(原動機付自転車)

(単位：台，%)

所管部署		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	合計
こども未来部	母子保健課	5			1				6
	子ども家庭支援センター		2						2
商工観光部	公営事業課				1				1
農林水産部	鏡地域振興課							1	1
	土佐山地域振興課						1		1
都市建設部	みどり課			1					1
教育委員会事務局	教育政策課	6	14		8	18	12	8	66
	学校環境整備課							1	1
	少年補導センター			1					1
財務部	管財課			1	2	2	4	1	10
合計		11	16	3	12	20	17	11	90
構成比		12.2	17.8	3.3	13.3	22.2	18.9	12.2	100.0

また、専用車と共用車の車種別の経過年数の状況は、表5のとおりであり、10年以上経過した四輪自動車は、専用車が130台中75台、共用車が33台中12台となっており、原動機付自転車は、専用車が80台中53台、共用車が10台全てとなっている。

表5 専用車、共用車別、車種別及び経過年数別の状況

(四輪自動車)

(単位：台，%)

区分	車種	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	合計
		専用車	普通自動車	18	6	8	7	4	1
小型自動車	2		1	3	2	4		1	13
軽自動車	13		13	15	16	9	3	2	71
その他			2						2
計 (構成比)	33 25.4		22 16.9	26 20.0	25 19.2	17 13.1	4 3.1	3 2.3	130 100.0
共用車	普通自動車	3	2	0	1	1	2	0	9
	定員5人以下		1				1		2
	定員6人以上	3	1		1	1	1		7
	小型自動車	1	1		3			1	6
	軽自動車	13	1	1	2	1			18
	その他								0
計 (構成比)	17 51.5	4 12.1	1 3.0	6 18.2	2 6.1	2 6.1	1 3.0	33 100.0	
合計 (構成比)	50 30.7	26 16.0	27 16.6	31 19.0	19 11.7	6 3.7	4 2.5	163 100.0	

(原動機付自転車)

(単位：台，%)

区分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	合計
専用車 (構成比)	11 13.8	16 20.0	2 2.5	10 12.5	18 22.5	13 16.3	10 12.5	80 100.0
共用車 (構成比)	0.0	0.0	1 10.0	2 20.0	2 20.0	4 40.0	1 10.0	10 100.0
合計 (構成比)	11 12.2	16 17.8	3 3.3	12 13.3	20 22.2	17 18.9	11 12.2	90 100.0

### 第3 監査の結果

#### 1 公用車の使用状況

##### (1) 公用車の月平均使用日数（令和3年度実績）の状況

監査対象部局等ごとの公用車の月平均使用日数は、表6のとおりであり、四輪自動車は15日以上20日未満の使用が最も多い一方、159台中15台は5日未満の使用となっていた。

原動機付自転車は、89台中24台が5日未満の使用となっており、このうち11台は教育政策課、同8台は管財課の所管となっていた。特に24台のうち6台は、3年度に一度も使用しておらず、利用が著しく少ないものが多数見受けられた。

表6 公用車の月平均使用日数の状況等

(四輪自動車)

(単位：台、日/月、%)

所管部署	0日	1日以上 5日未満	5日以上 10日未満	10日以上 15日未満	15日以上 20日未満	20日以上	合計	月平均使用日数の 平均値	
議会事務局					1		1	15.5	
こども未来部	議会事務局				1		1	17.6	
	子ども育成課				1		1	17.6	
	母子保健課				3		3	17.9	
	保育幼稚園課			1	1		2	15.5	
	子ども家庭支援センター				2		2	18.6	
商工観光部	商工振興課		1				1	9.4	
	産業団地整備課			1			1	14.2	
	観光企画課	2					2	0.1	
	観光魅力創造課					1	1	16.2	
	公営事業課					1	1	20.8	
農林水産部	農林水産課			1	2		3	17.5	
	鏡地域振興課	1		2	1		4	11.2	
	土佐山地域振興課	1	2	2			5	8.9	
	春野地域振興課			1	1		2	13.9	
	耕地課					2	1	3	19.3
	市場課				1		1	14.1	
都市建設部	都市計画課				1		1	16.3	
	市街地整備課				1		1	18.1	
	建築指導課				1		1	15.8	
	住宅政策課				1		1	15.0	
	公共建築課					2	2	20.2	
	みどり課			2	1	2	5	13.3	
	道路管理課			3	2	10	15	15.3	
	道路整備課	2	1	3	4	1	11	13.3	
河川水路課			1	1		2	14.4		
教育委員会事務局	教育政策課	2		6	16		24	14.5	
	学校教育課				3		3	17.6	
	学校環境整備課	2	1	1	5	2	11	13.9	
	青少年・事務管理課	1		1			2	8.9	
	図書館・科学館課			2	1		3	14.5	
	教育研究所				1	1	2	19.2	
	少年補導センター					2	1	3	18.6
	高知商業高等学校	2	1	2			5	7.1	
行政委員会					1	1	17.1		
財務部		2		8	15	7	32	16.5	
合計	0	15	11	36	81	16	159		
構成比	0.0	9.4	6.9	22.6	50.9	10.1	100.0		

(原動機付自転車)

(単位：台、日/月、%)

所管部署	0日	1日以上 5日未満	5日以上 10日未満	10日以上 15日未満	15日以上 20日未満	20日以上	合計	月平均使用日数の 平均値
こども未来部	母子保健課		3	2			5	9.8
	子ども家庭支援センター			2			2	7.6
商工観光部	公営事業課	1					1	2.3
農林水産部	鏡地域振興課		1				1	6.4
	土佐山地域振興課	1					1	0
都市建設部	みどり課	1					1	4.3
教育委員会事務局	教育政策課	5	6	5	7	43	66	13.4
	学校環境整備課		1				1	1.5
	少年補導センター		1				1	0.8
財務部	管財課	8	2				10	3.8
合計	6	18	13	9	43	0	89	
構成比	6.7	20.2	14.6	10.1	48.3	0.0	100.0	

(注)月平均使用日数＝年間使用日数÷12月（ただし、3年度中に購入等した場合は、当該使用月からの月数）

四輪自動車の4台（うち専用車3台、共用車1台）及び原動機付自転車の1台（専用車）は、3年度末に購入し4年度から使用を開始したなどの理由で3年度の使用実績がないため、当該表から除いている。

(2) 専用車、共用車別、車種別の月平均使用日数（令和3年度実績）の状況

ア 四輪自動車の使用状況

専用車と共用車の車種別の月平均使用日数は、表7のとおりであり、いずれも15日以上20日未満の使用のものが最も多くなっていた。車種別では、いずれも軽自動車の使用頻度が高く、特に共用車では15日以上の使用のものが18台中17台と高くなっていた。

一方、専用車は、共用車に比べて月平均使用日数の低いものが見受けられ、5日未満の使用のものが普通自動車で44台中8台（うちマイクロバス5台）、軽自動車で71台中5台となっていた。

イ 原動機付自転車の使用状況

専用車と共用車の原動機付自転車の月平均使用日数は、表7のとおりであり、専用車79台では15日以上20日未満の使用のものが最も多くなっていたが、5日未満の使用のものも16台となっており、特に共用車は10台中8台が5日未満の使用と、使用が著しく少ないものが多数見受けられた。

表7 専用車、共用車別、車種別の公用車の月平均使用日数の状況等

(四輪自動車)

(単位：台、日/月、%)

区分	車種	0日	1日以上 5日未満	5日以上 10日未満	10日以上 15日未満	15日以上 20日未満	20日以上	合計	「月平均使用日数」の平均値
		専用車	普通自動車		8	5	7	22	2
小型自動車				3	1	6	1	11	14.49
軽自動車			5	2	20	38	6	71	15.31
その他				1				1	9.33
計 (構成比)	0 0.0		13 10.2	11 8.7	28 22.0	66 52.0	9 7.1	127 100.0	14.30
共用車	普通自動車		1		4		3	8	14.43
	定員5人以下		1		1			2	9.21
	定員6人以上				3		3	6	16.17
	小型自動車		1		3	2		6	13.72
	軽自動車				1	13	4	18	18.38
計 (構成比)	0 0.0	2 6.3	0 0.0	8 25.0	15 46.9	7 21.9	32 100.0	16.52	
合計 (構成比)	0 0.0	15 9.4	11 6.9	36 22.6	81 50.9	16 10.1	159 100.0		

(原動機付自転車)

(単位：台、日/月、%)

区分	0日	1日以上 5日未満	5日以上 10日未満	10日以上 15日未満	15日以上 20日未満	20日以上	合計	「月平均使用日数」の平均値
専用車 (構成比)	6 7.6	10 12.7	11 13.9	9 11.4	43 54.4		79 100.0	12.16
共用車 (構成比)	0.0	8 80.0	2 20.0	0.0	0.0	0.0	10 100.0	3.77
合計 (構成比)	6 6.7	18 20.2	13 14.6	9 10.1	43 48.3	0 0.0	89 100.0	

(注) 四輪自動車の4台（うち専用車3台、共用車1台）及び原動機付自転車の1台（専用車）は、3年度末に購入し4年度から使用を開始したなどの理由で3年度の使用実績がないため、当該表から除いている。

(3) まとめ

公用車は、概ね有効に使用されていると認められる一方、使用頻度が低いものも多数見受けられた。また、経過年数が25年以上の公用車は、使用頻度が低い傾向も見受けられた。

特に、原動機付自転車について見ると、使用頻度の高い教育政策課所管の43台を除く残り46台全てが15日未満の使用となっており、このうち24台が5日未満の使用で、さらに、このうち6台は1年間に一度も使用されていなかった。原動機付自転車の維持には、自賠責保険料、任意保険料等の経費が必要であり、経済性の観点からも適切ではない。

したがって、使用頻度が低い公用車については、公用車を管理している財務部を中心として、各所管課に必要性を検討するよう促すなどして有効活用を図り、特に1年間に一度も使用されていない原動機付自転車については、管理替え又は売却、廃車等を早急に検討する必要があると認められた。

## 2 共用車の使用状況

共用車は、使用頻度が高く、特に軽自動車は使用ニーズが高いことから、その使用状況について監査した。

### (1) 共用車の使用手続

- ① 管財課が定めた公用車予約システムのマニュアル（以下「マニュアル」という。）によれば、共用車の使用を希望する課等は、行政事務支援システム上の公用車予約システム（以下「予約システム」という。）により、希望する共用車の予約状況を確認するなどして、共用車ごとに使用予定日時、目的等を入力して予約する。
- ② 予約した課等は、上記使用予定日時等を記載した共用車使用申請兼運行票（様式第3号。以下「運行票」という。）を、自動車管理室に提出して共用車を借り受け、使用後は、運行票に使用日時、走行距離等の実績を記入するとともに、必要事項を記入した運転日誌、運行前点検表を提出するなどして共用車を返却する。

### (2) 共用車の予約状況と使用実績

共用車のうち、使用頻度の高い軽自動車（12台）の予約システム上の予約状況と使用実績を、上記運行票、運転日誌等（以下「運行票等」という。）に基づき監査した。このうち、3年9月及び10月の各1日間の予約状況等を抽出して示すと、表8のとおりであり、12台全てが予約されていて、そのほとんどが全日又は半日の予約がされているなど、高い使用頻度となっていた。

表8 共用車（軽四輪自動車）予約画面と運行票（予定・実績）の使用時間比較表

車	区分	令和3年9月某日										令和3年10月某日									
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
No.A	予約画面																				
	運行票																				
No.B	予約画面																				
	運行票																				
No.C	予約画面																				
	運行票																				
No.D	予約画面																				
	運行票																				
No.E	予約画面																				
	運行票																				
No.F	予約画面																				
	運行票																				
No.G	予約画面																				
	運行票																				
No.H	予約画面																				
	運行票																				
No.I	予約画面																				
	運行票																				
No.J	予約画面																				
	運行票																				
No.K	予約画面																				
	運行票																				
No.L	予約画面																				
	運行票																				

(注)「運行票なし」は、予約システムでは予約されていたものの、運行票が提出されておらず、運転日誌等の記録もないなどのため、共用車が使用されなかったと認められたもの。

運行票等に基づく使用実績についてみると、前記のとおり、予約システムの予約使用日時と運行票の予定使用日時は本来一致するものであるが、予約システムと運行票の予定使用時間が相違するものが多数見受けられた。

さらに、予約システムでは予約されていたものの、運行票が提出されておらず、運転日誌等の記録もないなどのため、共用車が使用されなかったと認められる事態が多数見受けられ、3年9月、10月の平日における状況は、下記の通りとなっていた。

全日の予約に対し全く使用実績がなかったもの	9月2件、	10月0件
半日の予約に対し全く使用実績がなかったもの	9月15件、	10月9件
全日の予約に対し半日程度の使用実績となっていたもの	9月10件、	10月8件

なお、これらの事態に対して共用車を所管する管財課は、予約が変更になったり、不要になったりした場合には、速やかに予約システムに反映するよう各課等に対して注意を促すなどしている。

このような事態が生じていたのは、マニュアルでは予約可能期間は1か月以内(特段の事情がある場合は原則3か月以内)としているにもかかわらず、予約システムが半年、1年先の予約も可能であることなどから、当日の使用と乖離が生じることが多いこと、予約した課等において、当日やむを得ない事情が生じた場合を除き、予約が変更になった場合には、速やかに予約システムにおいて変更手続を行い、他に使用を希望する課等の利便に配慮する必要があることが周知徹底されていないこと、また、共用車のニーズが高く、ほぼ全車が全日予約されていることなどから、共用車が慢性的に不足していることなどによると認められた。

### (3) まとめ

共用車は、使用頻度が高く、特に専用車が配置されていない課等では、公務遂行には必要不可欠なものであり、管財課が管理する共用車を借り受けるための予約システムは、共用車を円滑に活用する上で効率的かつ有効な手段となっている。

しかし、予約システムが適切に運用されていないなどのため、結果として共用車が有効に活用されていない事態は適切とは認められない。

したがって、管財課は、共用車の使用を希望する課等に対し、その使用に係る目的や方法について、マニュアルを改めて周知徹底するとともに、予約が変更になった場合には、速やかに予約システムにおいて変更手続を行うよう徹底したり、予約システムの画面に、その旨の注意書きを表示したりして注意を促す必要がある。また、ニーズが高い共用車の台数を増やしたり、使用頻度の低い専用車を共用車に管理替えしたりして、公用車の効率的、有効的な活用を図る必要があると認められた。

### 3 自動車台帳の整備状況

規程第5条の規定によれば、専用車の自動車管理者である所属長及び共用車を管理する管財課長は、公用車の管理状況を把握するため、必要な事項を記載した自動車台帳（様式第1号）を備え付けるとともに、これを常に整理しておかなければならないとされ、専用車の自動車管理者は、新たに自動車台帳を作成したとき又は自動車台帳の記載事項に異動を生じたときは、その都度台帳を整理するとともに、速やかにその写しを管財課長に提出しなければならないとされている。

そこで、専用車及び共用車の自動車台帳の作成及び整理（以下「整備」という。）の状況を確認したところ、当該台帳を整備していたのは、管財課を除く34課等のうち4課等のみで、残る30課等は作成すらしていなかった。なお、管財課では、自動車台帳ではなく、システム上の別様式で作成していた。

自動車台帳は、取得年月日、取得価格、車検期限、自賠責期限、これまでの修理、事故歴等を記載する来歴簿であり、整備点検や自賠責保険等の手続が適正に行われているか、公用車が計画的に更新されているかの確認資料となるなど、公用車管理における重要な台帳であることから、多くの公用車において自動車台帳が作成されていない事態は適切ではない。

したがって、公用車を管理する管財課において、各自動車管理者に対し、早急に自動車台帳を整備するよう周知徹底されたい。

#### 4 公用車の安全対策状況

公用車の使用中の事故は、表9のとおりであり、毎年度一定件数発生している。公用車の交通事故は財政的な損害を与えるだけでなく、市政に対する信頼を失墜させるおそれがあるため、安全対策を徹底する必要がある。

本市では、公用車の安全運転及び交通事故防止の推進を図るため、財務部副部長を委員長とする「安全運転管理委員会」を設置し、安全運転の推進及び研修に関することや交通事故防止対策などについて検討又は連絡調整を行うこととしている。

そこで、運行前運行後の点検、酒気帯びの有無の確認等は確実に実施されているか、安全運転教育は適切に実施しているかに着眼して監査した。

表9 公用車の使用中の事故状況

(単位：件)

区分	事故種別						合計
	自損	物損	人身	人身・物損	相手方の過失	不明・その他	
3年度	56	13	1	2	1	3	76
2年度	56	8	2	3		6	75
元年度	45	22		1	4	10	82
合計	157	43	3	6	5	19	233

(注) 上下水道局等を含む本市全体の事故の件数となっている。

##### (1) 運行前点検及び運行後点検の実施状況

本市では、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3などの規定に基づき、公用車使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任している。

運行前点検については、規程第14条第2項及び第3項の規定に基づき、運行前点検を実施することとされ、運行後点検については、規程第17条第6項の規定に基づき、自動車の使用終了後、運行後点検を実施することとされている。

そして、安全運転管理者は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号）第1条の規定に基づき、運行前及び運行後に運転者の酒気帯びの有無の確認を目視等により行うアルコール検査が義務付けられることとなった。

そこで、公用車のアルコール検査を含む運行前、運行後の点検状況を確認したところ、次のとおりの結果となっていた。

##### 《運行前点検》

運行前点検の実施状況は、表10のとおりであり、アルコール検査については、四輪自動車、原動機付自転車ともに全て確認されていた。

運転免許証の所持及び有効期限等の確認については、法定義務ではないものの、免許証不携帯やその有効期限切れ等の場合において自動車を運転できないときは、規程第16条第3項の規定に基づき、所属長は自動車の使用を中止させなければならないとされていることから、運行前においてその所持や有効期限等を確認しなければならないが、四輪自動車は163台中124台が確認しておらず、原動機付自転車は90台中86台が確認していなかった。

車両状態の確認については、四輪自動車では全て確認していたが、原動機付自転車については90台中64台が確認していなかった。



表10 運行前点検の実施状況

(四輪自動車)

(単位：台)

区分	アルコール検査			運転免許証			車両状態確認			
	目視等により確認	アルコール検知器により確認	確認していない	所持及び有効期限の確認	所持のみ確認	確認していない	チェックリスト等により確認	必要に応じ不定期に確認	その他の方法により確認	特に確認していない
専用車	58	72	0	31	8	91	119	11	0	0
共用車	0	33	0	0	0	33	33	0	0	0
合計	58	105	0	31	8	124	152	11	0	0

(原動機付自転車)

(単位：台)

区分	アルコール検査			運転免許証			車両状態確認			
	目視等により確認	アルコール検知器により確認	確認していない	所持及び有効期限の確認	所持のみ確認	確認していない	チェックリスト等により確認	必要に応じ不定期に確認	その他の方法により確認	特に確認していない
専用車	3	77	0	4	0	76	5	11	0	64
共用車	0	10	0	0	0	10	10	0	0	0
合計	3	87	0	4	0	86	15	11	0	64

《運行後点検》

運行後点検の実施状況は、表11のとおりであり、アルコール検査については、四輪自動車、原動機付自転車ともに全て確認されていた。

車両状態の確認については、共用車は四輪自動車及び原動機付自転車ともチェックリスト等により全て確認していたが、専用車は四輪自動車130台中25台、原動機付自転車80台中67台が確認していなかった。

表11 運行後点検の実施状況

(四輪自動車)

(単位：台)

区分	アルコール検査			車両状態確認			
	目視等により確認	アルコール検知器により確認	確認していない	チェックリスト等により確認	必要に応じ不定期に確認	その他の方法により確認	特に確認していない
専用車	59	71	0	67	35	3	25
共用車	0	33	0	33	0	0	0
合計	59	104	0	100	35	3	25

(原動機付自転車)

(単位：台)

区分	アルコール検査			車両状態確認			
	目視等により確認	アルコール検知器により確認	確認していない	チェックリスト等により確認	必要に応じ不定期に確認	その他の方法により確認	特に確認していない
専用車	3	77	0	2	10	1	67
共用車	0	10	0	10	0	0	0
合計	3	87	0	12	10	1	67

(2) 安全運転教育の実施状況

所属長は、規程第16条の規定に基づき、自動車の安全運行のためにあらゆる機会を通じて、所属職員に対し安全運転の啓発を図るとともに、安全運転教育を実施することとされ、所属職員に必要な指導及び助言をしなければならないとされている。

そこで、安全運転教育の実施状況について監査したところ、表12のとおりであり、共用車では四輪自動車及び原動機付自転車ともに年1回安全運転教育を実施しているが、専用車のうち四輪自動車については、監査対象部局等の34課等中19課が、原動機付自転車については9課等中7課が安全運転教育を実施していなかった。

(注) 今回の行政監査において「安全運転教育」とは、所属内での人権研修等のように、一定規模の職員が集まって資料等により行う安全運転に関するものをいう。

表12 安全運転教育の実施状況

(四輪自動車)

(単位：課等)

区分	所属内で 年1回実施	所属内で 年2回実施	所属内で 年3回以上実施	実施して いない
専用車	16	0	1	19
共用車	1	0	0	0
合計	17	0	1	19

(注)上記表のうち2課において専用車を複数台使用しており,その中で年1回実施している車両と実施していない車両があるため重複している部分がある。

(原動機付自転車)

(単位：課等)

区分	所属内で 年1回実施	所属内で 年2回実施	所属内で 年3回以上実施	実施して いない
専用車	2	0	0	7
共用車	1	0	0	0
合計	3	0	0	7

### (3) まとめ

職場での安全運転対策として、運行前及び運行後のアルコール検査は確実に実施されていたものの、運転免許証の所持及び有効期限等の確認並びに運行前及び運行後の車両点検が多く課等で実施されておらず、また、安全運転教育が専用車を保有する課等の半数程度において実施されていない事態は適切ではない。

したがって、高知市安全運転管理委員会は、安全運転管理者及び所属長等に対して、運転免許証の所持等の確認及び運行前、運行後点検等の確実な実施を通知するとともに、安全運転教育の実施を指導する必要があると認められた。

## 第4 意見

監査した結果、公用車の使用が効率的、有効的なものとなっていない事態や、規程に定める自動車台帳が整備されていなかったり、安全運転教育が実施されていなかったりしている事態が見受けられた。

また、高知市の公用車の全体の管理及び運用は財務部管財課が所掌しているものの、専用車の管理及び運用、自動車台帳の整備や安全運転教育等は、各所属長等が実施することになっているため、その実施状況が区々となっている事態が見受けられた。

については、監査で確認された課題等を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

- 1 使用頻度が低いと認められる専用車については、財務部を中心として各所管課に必要性を検討するよう促すなどして、共用車としての有効活用を図ること。特に、1年間に一度も使用されていない原動機付自転車については、経済性等の観点から、管理替え又は売却、廃車等を早急に検討されたい。
- 2 管財課は、共用車の使用を希望する課等に対し、マニュアルを改めて周知徹底するとともに、予約が変更になった場合には、速やかに予約システムにおいて変更手続を行うよう徹底されたい。また、共用車のニーズが高いことなどから、共用車の台数を増やすなどして、公用車のより効率的、有効的な活用を図るよう検討されたい。
- 3 管財課は、各自動車管理者に対し、早急に自動車台帳を整備するよう周知徹底されたい。
- 4 高知市安全運転管理委員会は、安全運転管理者及び所属長等に対して、運転免許証の所持及び有効期限等の確認並びに運行前及び運行後の車両点検を確実に実施するよう通知するとともに、安全運転教育を適正に実施するよう指導されたい。

公用車の適切な管理及び運用に当たっては、管財課を中心とした体制を整えるとともに、監査の対象とならなかった部局等を含め、今回の監査の結果及び意見を参考にするなどして、より効率的、有効的なものとするよう取り組まされたい。

